

## 奈良県総務事務処理業務委託契約書（案）

- |   |                            |                                                                  |
|---|----------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 1 | 委 託 業 務 の 名 称              | 奈良県総務事務処理業務委託                                                    |
| 2 | 業 務 の 内 容                  | 奈良県総務事務処理業務委託に関する仕様書に記載の内容                                       |
| 3 | 契 約 期 間                    | 契約締結日から令和１０年９月３０日まで                                              |
| 4 | 業 務 の 履 行 期 間              | 令和７年１０月１日から令和１０年９月３０日まで                                          |
| 5 | 契 約 金 額 金                  | 円                                                                |
|   | (うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金 | 円)                                                               |
| 6 | 契 約 保 証 金                  |                                                                  |
| 7 | 履 行 場 所                    | 奈良県奈良市登大路町３０番地 奈良県庁舎<br>奈良県総務部総務厚生センター内<br>その他、委託業務を履行するために必要な場所 |

上記の業務について、奈良県（以下「甲」という。）と

(以下「乙」という。)は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の契約条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、甲（発注者）及び乙（受注者）が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

甲) 住 所 奈良県奈良市登大路町 30 番地

氏 名 奈良県知事 山下 真

乙) 住所

氏 名

(委託業務の履行)

第1条 甲は、別添の奈良県総務事務処理業務委託に関する仕様書（以下「仕様書」という。なお仕様書には乙から提出される技術提案書で甲が必要と判断する内容も含む。）に定める業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、仕様書に定める要件のほか、本契約書に定めるところに従い、善良なる管理者の注意義務をもって委託業務を履行しなければならない。

(委託料の請求と支払時期)

第2条 本契約において、各会計年度における委託料の支払額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）は、次のとおりとする。

|        |   |
|--------|---|
| 令和7年度  | 円 |
| 令和8年度  | 円 |
| 令和9年度  | 円 |
| 令和10年度 | 円 |

- 2 請求額については、第1項の各会計年度毎の支払額を年度内履行期間月数で除し、計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、円未満の額を切り捨てた金額に基づき、別紙のとおり定めるものとする。
- 3 乙は第3条第2項の検査又は第3項の再検査に合格したときに、甲に対し委託料の支払いを請求することができるものとする。
- 4 甲は、前項の規定に基づき乙から正当な請求があったときは、支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を乙に支払わなければならない。

(完了報告及び検査)

第3条 乙は、当月の委託業務を完了したときは、翌月10日までに甲の指示する実績報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の委託業務実績報告書を受理したときは、その日の翌日から起算して10日以内に、業務完了を確認するための検査（以下「検査」という。）を実施しなければならない。
- 3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、委託業務実績報告書について補正を命じられたときは、遅滞なく補正して再検査を受けなければならない。

(契約保証金)

第4条 乙は、契約締結と同時に契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、乙が次の各号の一に該当するものであるときは、甲は契約保証金を免除する。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者。なお、その保険証券を甲に寄託しなければならない。
  - (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者
- 2 前項の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。
    - (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券
    - (2) 銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証を証する書面
  - 3 乙が納付した契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む）は、契約の履行後こ

れを還付する。ただし、甲は、乙の目的物の種類又は品質に関して契約内容に適合させる義務の終了までその全部又は一部を留保することができる。

- 4 請負代金の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証額の減額を請求することができる。

(統括責任者の設置)

第5条 乙は、契約締結後速やかに、委託業務の履行にあたり甲との連絡調整を行い、かつ委託業務の履行に携わる乙の従業員を管理し、指揮命令する者（以下「統括責任者」という。）を選任し、甲に書面で報告しなければならない。

- 2 甲は、委託業務の履行に関する確認等は、統括責任者又は統括責任者不在のときはそれに代わる者に対して行うものとする。
- 3 乙は、履行期間中は、統括責任者を交替させてはならない。やむを得ない理由により交替が必要な場合は、乙はあらかじめ甲と協議したうえで、同等の資質を有する者をもって後任に充てなければならない。
- 4 甲は、統括責任者が著しく不適当と認められるときは、乙に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(従業員の配置)

第6条 乙は、委託業務を円滑に履行するため、必要な従業員を配置するものとする。

(品質確保等)

第7条 乙は、委託業務の履行にあたっては、甲乙協議のうえ定める指針に基づき、適切にリスク管理を行ない品質を確保するものとし、またその向上に努めるものとする。

(法令上の責任)

第8条 乙は、委託業務の履行に携わる乙の従業員に対する使用者及び事業者として、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)を始めとする労働関係諸法令に基づき、乙の責任において必要な措置を取るものとする。

(秩序規律の保持)

第9条 乙は、委託業務の履行に携わる乙の従業員の教育指導に万全を期し、職場の秩序規律を保持し、風紀の維持に責任を負い、甲の信用を維持するものとする。

(施設等の使用)

第10条 甲は、委託業務の履行のために必要な施設、備品、参考図書等（以下「施設等」という。）を乙に無償で提供することができる。なお、光熱水費については、甲が負担するものとする。

- 2 乙は、前項により施設の提供を受けた場合において、乙の従業員に対して安全衛生管理上の責任を負うものとし、甲は、乙の施設の利用に際しては、必要な配慮を行うものとする。
- 3 乙は、甲から提供された施設等を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、かつ委託業務以外の用途に使用してはならない。
- 4 乙は、自己の責に帰すべき事由により施設等を破損したときは、甲の指定した期間内に、原状に復し、もしくは代品を納め、又は損害を賠償しなければならない。
- 5 乙は施設等について、委託業務の履行上不要となった場合は、直ちにこれを原状に復して甲に返還しなければならない。

(権利義務の譲渡)

第11条 乙は、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、もしくは担保に供してはならない。ただし、予め書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(処理状況の調査等)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、乙の委託業務の履行について、随時報告を求め、調査、監督及び必要な確認を行うことができる。

2 乙は、委託業務の履行に支障が生じる状況を確認したときは、速やかに甲にその内容を報告し、対応について甲と協議を行わなければならない。

(契約内容の変更)

第14条 契約締結後において、天災地変その他経済情勢の激変等により、契約内容が不適当と認められるに至った場合は、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、当該変更等の内容が本契約に定める委託料、履行期間その他の契約条件に影響を及ぼすものであるときは、変更契約を締結するものとする。

2 前項に定めるもののほか、甲及び乙が必要があると認める場合は、協議のうえ、本契約の内容を変更することができる。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が競争入札に関し不正な行為をしたとき。
- (2) 乙がその責に帰する事由により履行期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙が正当な理由なく契約の履行の着手を遅延したとき。
- (4) 乙が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。
- (5) 乙が正当な理由なく、検査、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
- (6) 乙が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (7) 乙が契約事項に違反し、相当期間内に当該違反行為の是正を行わなかったとき。
- (8) 乙が、自己の責に帰する事由により甲に重大な損害を与えたとき。

2 甲は前項の規定により契約を解除しようとするときは、事前にその理由を記載した書面により乙に通知するものとする。

3 甲が第1項の規定により本契約を解除した場合において、乙は、委託料の100分の10に相当する額（乙が契約保証金の全部又は一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額）を損害賠償金として、甲の指定する期間内に納付しなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、別途甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、乙の責に帰することのできない事由による解除の場合は、この限りではない。

(暴力団等排除に係る解除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である又は過去5年間に於いてそうであったと認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力

団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 第11条ただし書きによる再委託にあたり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 第11条ただし書きによる再委託にあたり、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行にあたり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

- 2 甲が前項の規定により本契約を解除した場合において、乙は、委託料の100分の10（乙が契約保証金の全部又は一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額）に相当する額を損害賠償金として、甲の指定する期間内に納付しなければならない。（秘密保持及び個人情報の保護）

第17条 乙は、本契約による委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、これらの秘密を他の目的に利用してはならない。

- 2 乙は、個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 3 前2項の義務は、乙の従業員についてもこれを遵守させ、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 4 前3項に定める義務に乙が違反したときは、乙は甲及び損害を受けた第三者にその損害を賠償しなければならない。
- 5 乙は、乙の従業員に対し、情報漏洩防止を遵守させるため、あらゆる機会を通じ、絶えず教育指導しなければならない。

（著作権）

第18条 乙の委託業務の履行により発生した著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項（定義）に定める著作物の著作権は、著作権法第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に基づく権利も含めて、無償で甲に譲渡するものとする。なお乙がこれを使用し、又は第三者に使用させる場合は、乙はあらかじめ、甲と協議するものとする。

- 2 乙は、前項の著作物において、著作権法第17条第1項（作者の権利）の規定による著作人格権を行使しないものとする。
- 3 第1項の著作物に第三者が著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令及び国際条約により外国の法令に基づく保護される権利（以下「著作権等」という。）を有するものが含まれる場合において、甲はその著作物を自己使用の範囲内で複製、翻案等も含め使用することができる。
- 4 前項の使用に際して、乙は第三者の著作権等を侵害していないこと、また使用に委託料以外の対価を要しないことを保証しなければならない。

5 前項に関する紛争に関しては、乙の責任において対応するものとする。

(業務の引継等)

第19条 本契約が終了し、もしくは全部又は一部を解除した場合において、乙は、甲及び甲が指定する者が委託業務もしくはそれに相当する業務を継続するために、甲の指示に基づき必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第20条 甲は乙の契約違反により損害を受けた場合、その損害に応じて賠償を請求できる。

2 乙は、次の各号の損害については、責任を負わないものとする。

- (1) 甲の責めに帰する事由による損害
- (2) 天災地変その他の不可抗力により生じた損害
- (3) 逸失利益

3 委託業務の履行にあたり、乙又は乙の従業員が故意又は過失により第三者に及ぼした損害について、乙が賠償するものとする。

(管轄裁判所)

第21条 本契約に関する訴訟については、奈良地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約に係る経費)

第22条 本契約の締結に係る経費については、乙の負担とする。

(代表者等の変更の通知)

第23条 甲又は乙は、その代表者又は住所を変更した場合は、速やかに相手方に通知しなければならない。

(疑義解決)

第24条 本契約書に定めのない事項又は本契約書に関する疑義が生じた場合は、日本国の法令、奈良県契約規則等の定めによるが、必要に応じ甲及び乙は、信義誠実をもって協議し、その解決を図るものとする。

(補則)

第25条 前条に定めるもののほか、委託業務の履行について必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(特記事項)

第26条 本契約は 年 月 日から効力を有し、それ以降の行為については本契約に基づくものとして

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

- 第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

#### (収集の制限)

- 第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

- 第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (漏えい、滅失及びき損の防止)

- 第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (従事者の監督)

- 第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。  
2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

#### (複写又は複製の禁止)

- 第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

- 第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

#### (資料等の返還等)

- 第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

#### (取扱状況についての指示等)

- 第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

#### (事故発生時における報告)

- 第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

#### (損害賠償等)

- 第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。  
2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注1 「甲」は「奈良県知事」を、「乙」は「受託者」をいう。

2 本契約に同様の規定がある場合は、この個人情報取扱特記事項から削除するものとする。

3 委託事務の実態に即して、不要な事項を削除し（上記2に掲げる場合を除く。）、適宜必要な事項を追加し、又は記載事項を変更しようとする場合は、法務文書課県政情報公開係と協議すること。

## 別紙 第2条第3項の請求額

令和7年度 円

| 年 月     | 金 額              |                    |
|---------|------------------|--------------------|
|         | (消費税及び地方消費税を含む。) | (うち地方消費税及び地方消費税の額) |
| 令和7年 8月 | 円                | 円                  |
| 9月      | 円                | 円                  |
| 10月     | 円                | 円                  |
| 11月     | 円                | 円                  |
| 12月     | 円                | 円                  |
| 令和8年 1月 | 円                | 円                  |
| 2月      | 円                | 円                  |
| 3月      | 円                | 円                  |

令和8年度 円

| 年 月     | 金 額              |                    |
|---------|------------------|--------------------|
|         | (消費税及び地方消費税を含む。) | (うち地方消費税及び地方消費税の額) |
| 令和8年 4月 | 円                | 円                  |
| 5月      | 円                | 円                  |
| 6月      | 円                | 円                  |
| 7月      | 円                | 円                  |
| 8月      | 円                | 円                  |
| 9月      | 円                | 円                  |
| 10月     | 円                | 円                  |
| 11月     | 円                | 円                  |
| 12月     | 円                | 円                  |
| 令和9年 1月 | 円                | 円                  |
| 2月      | 円                | 円                  |
| 3月      | 円                | 円                  |

令和9年度 円

| 年 月     | 金 額              |                    |
|---------|------------------|--------------------|
|         | (消費税及び地方消費税を含む。) | (うち地方消費税及び地方消費税の額) |
| 令和9年 4月 | 円                | 円                  |
| 5月      | 円                | 円                  |
| 6月      | 円                | 円                  |
| 7月      | 円                | 円                  |

|          |   |   |
|----------|---|---|
| 8月       | 円 | 円 |
| 9月       | 円 | 円 |
| 10月      | 円 | 円 |
| 11月      | 円 | 円 |
| 12月      | 円 | 円 |
| 令和10年 1月 | 円 | 円 |
| 2月       | 円 | 円 |
| 3月       | 円 | 円 |

令和10年度 円

| 年 月      | 金 額              |                    |
|----------|------------------|--------------------|
|          | (消費税及び地方消費税を含む。) | (うち地方消費税及び地方消費税の額) |
| 令和10年 4月 | 円                | 円                  |
| 5月       | 円                | 円                  |
| 6月       | 円                | 円                  |
| 7月       | 円                | 円                  |
| 8月       | 円                | 円                  |
| 9月       | 円                | 円                  |